

## 核物質防護に関する不適合情報

2024年12月2日(月)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合は、下記のとおりです。  
※核物質防護措置に関わる情報のため、不適合の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。  
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてご覧ください。

[https://www.tepco.co.jp/niigata\\_hq/data/pp/pdf/policy.pdf](https://www.tepco.co.jp/niigata_hq/data/pp/pdf/policy.pdf)

区分Ⅰ	0件
区分Ⅱ	0件
区分Ⅲ	0件
その他	2件

NO.	不適合事象	発見日	備考
1	協力企業より、入構証を紛失したとの連絡があり、当該入構証の無効化措置を実施した。 調査の結果、当該企業は過去にも入構証紛失の実績があるにも関わらず、管理方法の改善を実施しておらず、入構証の管理状況が適切でなかったことから、当該企業に対して福島第二発電所への入構を禁止した。 また、関係者に対して入構証の取り扱いルールについて再教育を行った。 なお、当該入構証の不正使用は確認されていない。	2023/4/7	
2	核物質防護上の扉の一部機能が、正常に動作しないことを確認した。 その後自然復旧し、設備面に異常はなく再現性もなかったことから、一過性の不具合と判断した。 なお、不具合発生期間中の障壁機能は、代替措置にて維持した。	2024/8/26	